

品川区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

策定 平成 26 年 2 月 3 日 区長決定

改正 令和 6 年 7 月 1 日 部長決定

第 1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を営むためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等が供給する物品および役務等（以下「物品等」という）に対する需要の促進を図り、当該施設の受注を安定的に確保することが重要である。

このため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の一層の推進を図り、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的として、本方針を定める。

第 2 調達方針

1 調達する物品等

品川区が契約によって調達する次に掲げる物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもの

ア 物品

事務用品、食品・食料品・飲料類、小物・生活雑貨、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

イ 役務

清掃、施設管理、軽作業、印刷・封入・データ入力、ポスティング、クリーニング・リネンサプライ、分別・回収、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

2 適用範囲

この調達方針は、区のすべての部局等での物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）（以下「障害者優先調達推進法施行令」）第 1 条第 1 号に規定する事業

所（特例子会社）

- カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

（1）調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

（2）障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組みの支援に努める。

（3）障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。
- ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。
- エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

（4）随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

第3 調達実績の公表

各部局等は本方針に基づき、物品等の調達の実績について、年度終了後に企画経営部長に報告するものとする。各部局等から報告のあった調達の実績について、経理課はその概要を取りまとめ、公表するものとする。